

令和6年度 計画相談支援 指摘事項一覧

7事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘 事業所数
1	内容及び手続の説明及び同意	運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていることが確認できない事例がありました。内容及び手続の説明及び同意を行ったことをわかるようにしてください。	厚労省令第28号第5条第1項、 障発0330第22号第二の2(1)	1
2	指定計画相談支援の具体的取扱方針に関すること	指定計画相談支援の具体的取扱方針に基づき相談支援専門員が行う業務のうち、以下の業務について、適切に行われていない事例がありました。 ・アセスメントに当たり、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用い、利用者の居宅等を訪問し利用者及びその家族に面接のうえ、適切に実施し、記録に残すこと。 ・効果的かつ現実可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、原案の内容について、サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を求め、その内容を記録に残すこと。 ・適切に利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接のうえモニタリングを実施すること。 指定計画相談支援の具体的取扱方針に基づき、適切に業務を行ってください。	厚労省令第28号第15条第2項第5号第7号及び第12号、第3項第2号 障発0330第22号第二の2(11)⑦⑨⑮⑰	5
3	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置として、事業所が定めているハラスメントに関する方針に、パワーハラスメントについて規定されていない事例がありました。 従業者の就業環境が害されることを防止するため、パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、相談体制の整備などを行い、その内容を従業者に周知してください。	厚労省令第28号第20条第4項、 障発0330第22号第二の2(17)④	1
4	掲示に関すること	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、掲示又は関係者への閲覧が可能な場所等にファイル等で備え付けていない事例がありました。 重要事項について、掲示又は関係者への閲覧が可能な場所等にファイル等で備え付けてください。	厚労省令第28号第23条第1項及び第2項、 障発0330第22号第二の2(21)①及び②	3
5	秘密保持等	管理者兼相談支援専門員について、秘密保持等に係る必要な措置が講じられていない事例がありました。在職中及び退職後も利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書等を交わすなどの措置を講じてください。	厚労省令第28号第24条第1項及び第2項、 障発0330第22号第二の2(22)①及び②	1
		利用者又はその家族の個人情報についてサービス担当者会議等において利用しているにもかかわらず、利用者又はその家族から同意を得られていない事例がありました。 利用者又はその家族に関する情報を使用する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るようにしてください。	厚労省令第28号第24条第3項、 障発0330第22号第二の2(22)③	5
6	感染症の予防及びまん延防止	感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければなりません。 (1)感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2)感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。 しかしながら、上記必要措置の一部が適切に講じられていない事例がありました。 感染症の予防及びまん延の防止のため、必要な措置を適切に講じてください。	厚労省令第28号第22条第3項、 障発0330第22号第二の2(20)②	2
7	虐待防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置として、虐待の防止のための研修を適切に実施するための担当者として相談支援専門員を配置していない事例がありました。 必要な措置を適切に実施するための担当者として、相談支援専門員を配置してください。	厚労省令第28号第28条の2第1項第3号、 障発0330第22号第二の2(26)④	1

8	給付費の算定	給付費の算定に当たり、以下のとおり適切でない算定の事例がありました。 ・同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合に、継続サービス利用支援費とサービス利用支援費が両方算定されている事例。 ・指定サービス利用支援費の算定にあたり、サービス等利用計画が未作成または、サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取について確認できないにもかかわらず、これらの基準を満たすものとして指定サービス利用支援費が算定されている事例。 ・指定継続サービス利用支援費の算定にあたり、利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等を実施していないにもかかわらず、基準を満たすものとして指定継続サービス利用支援が算定されている事例。 適切な算定となるよう、給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第125号別表1注1、注2及び注5、 障発1031001号第四の1(1)①、②及び(6)	2
9	要医療児者支援体制加算Ⅱ	要医療児者支援体制加算Ⅱの算定に当たり、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上は配置していることを確認できない事例がありました。 適切な算定となるよう、給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第125号別表13注、 障発第1031001号第四の15	1
10	変更届(管理者の変更)	管理者の変更について、届け出されていない事例がありました。 省令で定める事項に変更が生じた場合は、大田区長宛適切に届け出を行ってください。	支援法第51条の25第3項、 支援法施行規則第34条の60第1項	1
11	障害福祉サービス等情報公表制度	指定特定相談支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければなりません。 しかしながら、当該報告を行っていない事例がありました。 情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告してください。 (改善の確認ができない場合は、令和6年4月に遡って、報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。)	支援法第76条の3第1項、 厚労告第125号別表1注9、	1